



平成 26 年 6 月 2 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 小松 裕 介
(コード番号 6819)
問い合わせ先
経営企画室 岩井 俊 輔
電話番号 03-5786-3900

(追加) 第三者割当による新株式発行の一部失権に関するお知らせ

平成 26 年 5 月 30 日付「第三者割当による新株式発行の一部失権及び「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、平成 26 年 5 月 14 日開催の当社取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式発行（以下「本第三者割当増資」という）につきまして、払込期日である同月 30 日までに割当予定株式 9,000,000 株のうち 2,000,000 株については払込の手続きが完了いたしました。R-1 合同会社（以下「R-1 社」という）の割当予定株式 5,000,000 株のうち 4,000,000 株及び谷内田澄男氏（以下「谷内田氏」という）の割当予定株式 3,000,000 株の合計 7,000,000 株は失権いたしました。

今般、本第三者割当増資による新株式発行の一部失権に係る経緯の詳細が判明いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 第三者割当増資による新株式発行の一部失権に係る経緯

(1) 取締役会決議までの経緯

平成 26 年 4 月に当社顧問（以下「当該顧問」という）が、秘密保持契約書を締結のうえ、当該顧問が顧問をしているレクセム証券株式会社の子会社である R-1 社、当該顧問の 30 年来の知人である谷内田氏に対し当社の経営状態などの説明を行い、また同月に当該顧問の紹介により、当社代表取締役社長の小松裕介が R-1 社及び谷内田氏（以下あわせて「割当予定先」という）に対し当社の経営状態、資金的窮状とケプラム社による一連の係争に係る当社の考え方について追加説明を行いました。

当社は、当社の第 38 期有価証券報告書、平成 26 年 3 月期第 3 四半期報告書、平成 26 年 3 月 31 日付会社説明資料、会社概要、当社グループの主力事業であるレジャー事業にかかるパンフレットやチラシ、ケプラム社による一連の係争にかかる当社適時開示資料に基づいて割当予定先と十分に協議し、当社グループの経営戦略及び本第三者割当増資案をご理解いただいたと判断いたしました。

さらに当社は、割当予定先の信用調査、反社会勢力との関係にかかる第三者調査機関による調査及びヒヤリングを行い、割当予定先に実態があることはもちろん、割当予定先より直近の預金通帳の写し又は証券口座の取引残高報告書の写し等関連する資料の提出を受け、割当予定先に十分な資産背景があり本第三者割当増資の払込に要する資金は余裕資金か又は関係会社等からの借入金にて対応することを確認し、本第三者割当増資の引受先に選定することは適切であると判断いたしました。

以上から、平成 26 年 5 月 14 日の当社取締役会において、割当予定先を本第三者割当増資の引受先に選定いたしました。

当社は、割当予定先より、同日付で、本第三者割当増資にかかる投資契約書及び確約書（割当予定先から、本第三者割当増資により取得した当社株式に関し、払込期日より 2 年間に於いてその全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が株式会社東京証券取引所に対し当該譲渡内容を報告すること、並びに株式会社東京証券取引所が当該報告内容を公衆の縦覧に供することに同意する旨の確約書）を取得いたしました。

（2）払込がなされなかった経緯

当社は、平成 26 年 5 月 14 日の当社取締役会決議後においても、割当予定先に対して、払込にかかる事務手続き及び本第三者割当増資により割当予定先に大量保有報告書の提出義務が発生することから大量保有報告書にかかる事務手続き等の連絡をしてまいりました。

また同月 20 日付「株主による新株式発行の差止仮処分の申立てに関するお知らせ」、同月 27 日付「株主による新株式発行の差止仮処分の申立て却下に関するお知らせ」及び同月 29 日付「株主による新株式発行の差止仮処分の申立て却下決定に対する即時抗告並びに即時抗告の棄却決定に関するお知らせ」についても、当社は、割当予定先に対して、裁判における当社の正当性及び勝訴という裁判結果について、随時連絡をして、払込期日である同月 30 日での払込の確認をしてまいりました。

しかしながら、払込期日である同月 30 日までに払込はなされず、R-1 社の割当予定株式 5,000,000 株のうち 4,000,000 株及び谷内田氏の割当予定株式 3,000,000 株の合計 7,000,000 株は失権いたしました。

R-1 社の失権については、払込期日である同月 30 日午前 8 時に、同社より、当該顧問に対して、「社内において慎重に議論し投資判断を再検討した結果、割当予定株式 5,000,000 株のうち 1,000,000 株しか引き受けることができない。そのため本日、同株式数分についての払込を行いたい。」との連絡がありました。また同日午前 11 時 30 分に、同社より、当社代表取締役社長の小松裕介に対して同様の連絡がありました。

谷内田氏の失権については、払込期日である同月 30 日午前 10 時に、谷内田氏より、当該顧問に対して、「平成 26 年 5 月 14 日の本第三者割当増資にかかる適時開示以降、（谷内田氏が）経営する飲食店に、本第三者割当増資について話をするお客様が毎日のように来て、家族が不安がっており、非常に困惑している。そのため契約不履行という結果になってしまっ貴社に対しては大変申し訳なく思っているが、割当予定株式 3,000,000 株全てを引き受けることができない。よって、本日一切の払込を行うことはできない。」との連絡がありました。

2. 今後の見通し

今般の割当予定先の契約不履行による失権は誠に遺憾です。

改めて、本第三者割当増資による新株式発行の一部失権により、株主の皆様をはじめ、関係者の皆様に御心配をおかけいたしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

当社は、当初の資金計画を実行するため、引き続き、経営改善による営業活動におけるキャッシュ・フローの最大化を図るとともに、金融機関との連携の強化による手元資金の確保、保有資産の売却を行い、また直接金融による資金調達についても検討してまいります。

以 上